

岡崎市インフルエンザ予防接種費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、進学や就職などの人生の大切な節目を迎える中学3年生、高校3年生相当の者が、季節性インフルエンザ（以下「インフルエンザ」という。）予防接種を受ける際に係る費用を補助することにより、これらの者のインフルエンザの発症や重症化を予防し、進路決定に係る重要な時期を安心して過ごせるようにすることを目的に、予算の範囲内においてインフルエンザ予防接種費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。また、その交付に関しては岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和37年岡崎市規則第3号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 この要綱における補助金の交付を受けることができる者は、インフルエンザ予防接種時に岡崎市に住民票を有する次の各号のいずれかに該当する者を現に監護する保護者等であって、その者のインフルエンザ予防接種費を負担した者とする。

- (1) 平成17年4月2日から平成18年4月1日までの間に生まれた者
- (2) 平成20年4月2日から平成21年4月1日までの間に生まれた者

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の交付対象となる経費は、前条各号に掲げる者が令和5年10月1日から令和6年1月31日までの間にインフルエンザ予防接種を受け、医療機関に支払った費用とし、補助金の額は、被接種者1人につき1回限り2,000円（2,000円未満の場合は、接種にかかった額）とする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第4条 補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、別に定める岡崎市中学3年生・高校3年生等対象インフルエンザ予防接種費補助金交付申請書兼実績報告書（以下「申請書」という。）を次に掲げる書類を添えて、令和6年2月29日までに市長へ提出しなければならない。

- (1) 当該インフルエンザ予防接種の領収書原本または支払ったことを証する書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び額の確定)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定及び補助金額の確定をし、通知するものとする。

(補助金の支払)

第6条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定し、請求をもって支払うものとする。

(交付決定の取消及び補助金の返還)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部もしくは一部を取消し、または既に交付した補助金の全部もしくは一部を返還させることができる。

- (1) 法令またはこの要綱の規定に違反したとき
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、または不正の行為があったとき
(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年2月29日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定により既になされた交付申請に係る補助金の交付については、同日以後もなおその効力を有する。